

令和7年度

宮代町北高齢者相談センター
事業計画

社会福祉法人真善会

目次

- 1 計画策定の趣旨
- 2 宮代町地域包括支援センター運営の基本方針
- 3 宮代町北高齢者相談センター基本方針
- 4 業務と（主に）取り組む事業
 - (1) 介護予防ケアマネジメント業務
 - (2) 一般介護予防事業
 - (3) 総合相談支援業務
 - (4) 権利擁護業務
 - (5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
 - (6) 地域ケア会議推進事業
 - (7) 在宅医療、介護連携推進事業
 - (8) 生活支援体制整備事業
 - (9) 認知症総合支援事業
 - (10) 任意事業
 - (11) 運営体制・管理体制

令和7年度 事業計画

1 計画策定の趣旨

本計画は、「第9期宮代町介護保険事業計画」の基本理念及び「令和7年度宮代町地域包括支援センター運営方針」、「宮代町地域包括支援センター運営業務委託仕様書」等を踏まえ、地域包括ケアシステムを推進する中核機関として、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を支援し、誰もが安心して自分らしく暮らせるまちの実現に向けた取組みを進めていくため、令和7年度に推進する重点目標を設定し、事業運営を進めるため定めるものです。

◆第9期宮代町介護保険事業計画の基本理念

高齢者の尊厳が守られ 自分らしく いきいきと生きるまち

2 宮代町地域包括支援センター運営の基本方針

高齢者が、住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう、高齢者の心身の健康の維持、生活の安定のために必要な援助など、介護・医療・保険・福祉の側面から包括的な支援を行います。

◆運営にあたっての3つの視点

「協働性」の視点…職員間はもとより、地域の関係機関等との連携・協働による運営

「公共性」の視点…公正で、中立性の高い事業運営

「地域性」の視点…地域特性や実情を踏まえた適切かつ柔軟な運営

3 宮代町北高齢者相談センター（地域包括支援センター）基本方針

・社会福祉法人真善会における宮代町北高齢者相談センター（以下「センター」という。）の運営にあたっては、社会福祉法・介護保険法等の関係法令の定めに従い、地域で生活する一人ひとりが、住み慣れた環境で、尊厳を持っていきいきと生活を送ることができるよう支援します。

・複雑化、多様化する社会課題に対応するため、地域の特性や実情を踏まえた課

題を把握するとともに、福祉・医療・介護などの関係機関、社会資源、住民活動等と協力しながら地域を支えるネットワークの構築を目指します。

4 業務と（主に）取り組む事業

町の「令和7年度宮代町地域包括支援センター運営方針」による、センターの以下の業務における重点目標を明確にし、各事業に取り組みます。

- (1) 指定介護予防支援事業（法第8条の2第16項）・介護予防ケアマネジメント業務（法第115条の45第1項第1号ニ）
- (2) 一般介護予防事業（法第115条の45第1項第2号）
- (3) 総合相談支援業務（法第115条の45第2項第1号）
- (4) 権利擁護業務（法第115条の45第2項第2号）
- (5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務（法第115条の45第2項第3号）
- (6) 地域ケア会議推進事業（法第115条の48第2項）
- (7) 在宅医療・介護連携推進事業（法第115条の45第2項第4号）
- (8) 生活支援体制整備事業（法第115条の45第2項第5号）
- (9) 認知症総合支援事業（法第115条の45第2項第6号）
- (10) 任意事業（法第115条の45第3項）
- (11) 運営体制・管理体制

*法は介護保険法（平成9年法律第123号。）をいう。

(1) 指定介護予防支援事業・介護予防ケアマネジメント業務

重点目標

介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用に繋げるため、介護予防サービス計画を作成し、介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等と連絡調整を行います。

また、多職種の専門的視点によるアセスメントにより、地域資源等を活用した利用者の主体的な取り組みを支援し、自立した生活に向けた介護予防ケアマネジメントを行います。

具体的な取り組み

- ① 利用者が可能な限り居宅において自立した日常生活を営むことができるよう、地域の様々な資源を活用し、利用者にとった適切な介護予防サービス

- 等の利用にかかる介護予防サービス計画等を作成、評価します。
- ② 利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人が必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう支援します。
 - ③ 利用者の状況を踏まえた目標を設定し、利用者本人が必要なサービスを主体的に利用し、目標の達成に取り組んでいけるよう支援します。
 - ④ 居宅介護支援事業所への業務委託や連携を図りながら、事業対象者、要支援者等の自立支援に向けた適切なケアマネジメントを提供します。
 - ⑤ 多職種の専門的視点を活用した介護予防マネジメントを推進します。

(2) 一般介護予防事業

重点目標

① 介護予防把握事業

関係機関と連携し、支援を必要とする者の把握に努め、早期介入により、必要な介護予防活動へつなげます。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防事業（教室）を実施し、地域住民の介護予防への関心と利用者のセルフマネジメント力を高めます。

具体的な取組み

① 介護予防把握事業

関係機関（町関係職員、民生委員、見守りサポーター、医療機関等）との連携及びセンター業務（総合相談支援業務、給食配食のサービス調査及び緊急時通報システム申請者調査業務等）の運営をとおして、支援を必要とする者を早期に把握し、必要な介護予防活動へつなげます。

② 介護予防普及啓発事業

介護予防の普及啓発に資する運動、栄養、口腔等に係る介護予防教室等を、3か月に1コース（4回）として、年に4コース程度開催します。

(3) 総合相談支援業務

重点目標

相談しやすい窓口として、センターの周知に努めます。

一人ひとりに寄り添った切れ目のない支援を提供できるよう地域の関係機関とのネットワークやチームアプローチによる相談支援を実施します。

一人の職員に責任がかからない相談体制とします。

具体的な取組み

- ① チラシ、ホームページ等を活用し、センターの周知を図ります。
- ② 相談内容により、担当分けをするとともに、複雑なケースや精神的に負担のかかる支援については、2職種（複数担当）で訪問し、主担当と副担当制とします。
- ③ 高齢者やその家族等の多種多様な困りごとを解決するため、各種関係機関と連携し適切な機関、制度、サービス、地域活動等につなぎます。
- ④ 困難ケースでは、職員間の情報共有を図る場を設定します。
- ⑤ 継続的支援を重視し、相談にかかる経過について記録し共有します。

(4) 総合相談支援業務

重点目標

高齢者の権利擁護にかかる必要な知識の普及啓発、制度の活用促進に努めます。専門的、継続的視点から総合的な相談に応じます。

権利擁護に関する研修へ参加し、職員の資質向上に努めます。

具体的な取組み

① 成年後見制度の活用促進

パンフレット等を活用し、相談窓口や各種教室・講座、地域交流サロン等で配布することで、成年後見制度の活用、促進を図ります。

成年後見制度に関する利用者支援を実施します。

② 老人福祉施設等への措置の支援

老人福祉施設等への措置入所が必要と判断した場合は、速やかに町に報告します。

③ 高齢者虐待への対応

宮代町高齢者虐待緊急時対応マニュアルに基づき、速やかに高齢者の状況を町に報告し、町と連携して対応にあたります。

④ 困難事例への対応

困難事例を把握した場合は、町と相互に連携し、必要な支援を行います。

⑤ 消費者被害の防止

消費者被害の防止や早期発見ができるよう、消費生活相談窓口等と連携し、必要な支援、必要な情報提供を行います。

(5) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

重点目標

研修や相談対応を通じて、介護支援専門員等の負担軽減、資質向上を図ります。多職種相互の連携・協働の体制づくりを進めます。

具体的な取組み

① 包括的・継続的ケアマネジメントの体制構築に向けた取組み

各介護保険事業所の資質向上に向け、介護従事者連絡会を年2回（南北交互に開催）程度開催します。

② 介護支援専門員に対する個別支援

介護支援専門員からの相談に応じるとともに、状況に応じて同行訪問等の後方支援を行います。

高齢者在宅生活の支援に必要な地域資源や地域の居場所等の情報を適宜提供します。

困難ケースなど課題のある事例に対し、適宜地域ケア会議等を通じ、多職種で問題解決を図ります。

(6) 地域ケア会議推進事業

重点目標

地域ケア会議を通じて、個別ケースの支援を行うとともに、地域課題の把握につとめ、課題解決に向けた検討、取組みを進めます。

具体的な取組み

① 介護支援専門員が抱える困難ケースなど課題のある事例に対し、地域ケア会議を開催（2カ月に1回南北交互に開催）し、多職種で問題解決を図ります。

② 個別事例を通して、多職種で課題分析を積み重ねることで、地域に共通した課題を抽出し、協議体において、地域に必要な資源の検討を行います。

(7) 在宅医療、介護連携推進事業

重点目標

医療と介護が必要な状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしが継続できるよう、在宅医療・介護連携の理解を促進します。

具体的な取組み

- ① 在宅医療・介護関係者等が参画する会議や研修会等に参加します。
- ② 在宅医療・介護連携への理解を促進するため、パンフレット等を配布し情報提供に努めます。

(8) 生活支援体制整備事業

重点目標

協議体や生活支援コーディネーターの活動と連携し、地域課題の把握や地域資源のネットワークを共有します。

具体的な取組み

- ① 協議体に参加し、地域サービスや利用者、住民などに関する課題を把握します。
- ② 地域資源の掘り起こしやネットワークの構築、地域ニーズと資源のマッチングに向けた取組みを行います。

(9) 認知症総合支援事業

重点目標

認知症の方の視点を重視し、地域の中に認知症への理解を広げます。

認知症の方とその家族に対し、その時の状態に応じた切れ目のない適切な相談支援を行います。認知症の人とその家族が、孤立しない居場所をつくりまします。認知症の方を支えるしくみ（チームオレンジ）の基礎づくりを進めます。

具体的な取組み

① 初期段階からの支援

総合相談や関係者との連携により、認知症の疑いのある方を早期に発見し、当該者の相談、訪問対応により、認知症初期集中チームに適切につなげま

す。

② 認知症の人と介護者支援

認知症地域支援推進員を配置し、認知症の人と介護者が地域住民や専門職等と相互に情報共有し交流できる場として「認知症カフェ」を月1回程度運営します。

認知症介護にかかる相談支援を行い、認知症の人と介護者の身体的、精神的な負担軽減に取り組みます。

③ 認知症サポーター活動の促進と地域づくりの推進

認知症サポーター養成講座、認知症サポーターステップアップ講座を開催し、認知症の人を支える「チームオレンジ」の基礎作りをすすめます。

(10) 任意事業

重点目標

① 介護給付等費用適正化事業

介護（予防）給付費の適正化に向けた介護サービス事業者等へ必要な支援を行います。

② 家族介護支援事業

高齢者を介護している家族等に対し、必要な情報提供や相談支援を行います。

③ その他事業

高齢者の生活を把握し、暮らしを支える必要な事業を実施します。

具体的な取組み

①介護給付等費用適正化事業

町が行うケアプランの点検に参加し、利用者に適正なサービスが提供されるよう、ケアプランの作成に係る助言等を行うとともに、介護従事者連絡会を活用し研修会等を実施します。

②家族介護支援事業

高齢者を介護している家族介護者の身体的、精神的な負担を軽減するため、介護者のヘルスチェックや健康相談等に応じるとともに、必要な情報提供に努めます。

③その他

地域住民や各種機関・企業等へ認知症サポーター養成講座及び認知症に関する

る講座等を開催し、認知症に対する正しい知識啓発に努めるとともに、キャラバンメイト及び認知症サポーターを養成します。

給食配食のサービス及び緊急時通報システムの新規申請者に対する実態調査を行い、利用者の状況把握に努め、必要な高齢者サービスにつなげます。

(11) 運営体制・管理体制

重点目標

① 職員の姿勢

各々の専門性を活かしながらチームアプローチによる効果的な支援を行います。

② 職員のスキルアップ

相談助言技術やケアマネジメント技術の向上等業務を遂行する上で必要な知識や技術の習得に努めます。

③ きめ細やかな相談支援、記録の実施

高齢者一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな相談支援を実施するとともに、その経過について相談記録を作成します。

必要に応じて随時報告・協議を行うほか、月に1回相談回数等を取りまとめた報告書を町に提出します。

④ 行政機関等との連携

支援が困難なケース等について迅速に対応できるよう、関係機関等と日常的に連携を図ります。

⑤ 広報活動

業務への理解と協力を得るため、広報紙やホームページ、地域行事への参加等とおして広報活動を行います。

⑥ 法令の遵守

センターの運営等にあたっては、関係法令の遵守を徹底します。

⑦ 個人情報の保護

個人情報保護法及び宮代町個人情報保護条例を遵守し、個人情報の管理を徹底します。

⑧ プライバシーの確保

センターでの業務にあたっては、相談時に個室を利用するなど利用者のプライバシーが確保される環境を整備します。

⑨ 苦情対応

苦情処理体制を明確化し、苦情内容を迅速かつ適切に対応し再発防止に努め

ます。

⑩ 災害対応

災害発生時においては、宮代町地域包括支援センター災害時対応ガイドラインに準じ、センター利用者の安否確認や必要な支援を行います。

⑪ 高齢者虐待防止措置

虐待防止委員会の開催

⑫ 業務継続計画

事業継続計画（BCP）を作成

具体的な取組み

① 職員の姿勢

各々の専門性を活かしながらチームアプローチによる効果的な支援を行います。

② 職員のスキルアップ

必要な知識や技術の習得に向けた研修参加を促します。

③ きめ細やかな相談支援、記録の実施

職員のチームワークにより、一人ひとりの状況に応じたきめ細やかな相談支援を実施するとともに、その経過について相談記録を作成します。

必要に応じて随時報告・協議を行うほか、月に1回相談回数等を取りまとめた報告書を町に提出します。

④ 行政機関等との連携

支援が困難なケース等について迅速に対応できるよう、関係機関等と日常的に連携を図ります。

⑤ 広報活動

専用のチラシ等を作成し、広報紙やホームページ、地域行事への参加等をおして、幅広く広報活動を行います。

⑥ 法令の遵守

センターの運営等にあたっては、関係法令の遵守を徹底します。

⑦ 個人情報の保護

個人情報保護法及び宮代町個人情報保護条例を遵守し、個人情報の管理を徹底します。

⑧ プライバシーの確保

相談時に個室を利用するなど利用者のプライバシーが確保される環境を整備

します。

⑨ 苦情対応

・苦情処理体制を明確化し、苦情内容を迅速かつ適切に対応し再発防止に努めます。

⑩ 災害対応

・災害発生時には、宮代町地域包括支援センター災害時対応ガイドライン、センター利用者の安否確認や必要な支援を行います。

⑪ 高齢者虐待防止措置

虐待防止委員会を年2回開催します。

⑫ 業務継続計画

事業継続計画（BCP）を作成し、必要に応じて活用します。